

ひとり親世帯に臨時特別給付金を支給します

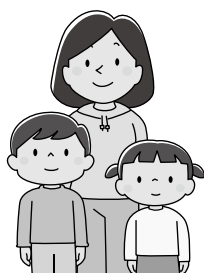
新型コロナウイルス感染症の影響を受けている、ひとり親世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金を支給します。

◆給付額

1 基本給付

(児童扶養手当受給世帯等への給付)

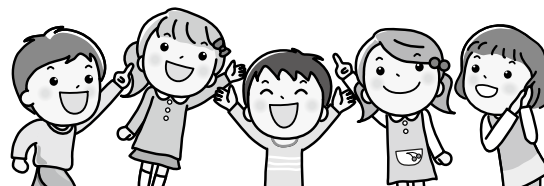
- ・ 1世帯 5万円
- ・ 第2子以降1人につき 3万円



2 追加給付

(新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少した児童扶養手当受給世帯等への給付)

- ・ 1世帯 5万円



◆支給対象者

1 基本給付

① 令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方

② 公的年金等を受給していることにより、令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けていない方

- ※1 公的年金等は遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。
- ※2 児童扶養手当の資格者以外に、申請をしていれば令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額、または、一部停止されたと推測される方も該当します。
- ※3 公的年金等を受給しているも、児童扶養手当に係る支給制限限度額を上回る場合は支給対象となりません。

③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準に下がった方



2 追加給付

基本給付の①、②の支給対象者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少した方

◆申請手続

《1-①に該当する方》

基本給付

7月30日に児童扶養手当受給口座に振込済みです。

追加給付

申請が必要です。該当する方は、児童扶養手当現況届のご案内に同封した申請書により申請してください。

《1-②に該当する方》

基本給付・追加給付ともに申請が必要です。申請には次の書類が必要です。

- ・ 申請書、申請者本人が確認できる書類、口座番号などが分かる通帳、戸籍謄本または抄本、収入(所得)見込額の申立書および証明書類

《1-③に該当する方》

基本給付のみです。追加給付は該当しません。

基本給付の申請には、1-②の方と同じ書類が必要です。

受付期間 令和3年2月26日まで

提出先 市役所子ども若者課(本庁舎2階)、各支所・行政サービスセンター

詳しくは市ホームページをご覧ください。

子ども若者課子育て支援係 ☎63-3126